

(PK)

昭和二十一年七月一日現在

# 執務報告 (第參号)

取扱注意

終戦連絡中央事務局  
政治部

3

0113

- 72 -

ニ既ニ後歸セシメ又ハ後歸セシムルキ筈ナルモ一方焼失セルモノ相違アリ且其ノ寫確保不能ノモノ大多數ニシテ之等ノ事項ハ当事務局ニ於テ各省並ニ諸官廳別ニ取經メ、且司令部ニ通告セリ。

官廳公文書ノ中、且司令部ニ於テ重兵ヲ置キ居ル旧陸海軍関係及外務省ノ関係書類ニ就テハ本件指令発出前、且司令部ニ於テ別途調査済ニシテ本件指令ハ右ニ關シ補足的ニ發出セラレタルモノト思料セラル。

0112

RA'-0157

0000

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

目次

一	政治部に關係した指令の數	1
二	公務従事に適し得ない者を公職から除去する件	2
三	或種の政党政治的結社協會及其他團體の廢止の件	3
四	議會の審議経過の報告状況	4
五	年金及恩給に関する件	5
六	救済用物資に関する件	5
七	進駐軍による爆破作業及びこれに類する事項により危害を受けし者に対する援護に関する件	6
八	有害飲料食物等取締に関する件	7
九	上水道の衛生に関する件	8
〇	刑罰司法權の行使の実施と勅令第三二二号の制定	9
一	民間武器回収問題	15
二	豫奪品没収及報告問題	17
三	聯合軍將兵による邦人被害の賠償問題	18
四	社寺國有地等に関する件	21
五	公行等に関する件	22
六	神宮神祇恩給に関する件	22
七	各省管轄練成機肉等に対する教職員審査適用の件	23
八	復員廳設置	24
九	復員状況	29
〇	掃海状況	36
一	宣傳用出版物の押収問題	40
二	聯合軍々人に依る不法行為	42
三	聯合軍に對する邦人の不法行為	44
四	教職員の適格審査に関する件	46
五	科学步外連絡會に関する件	47
六	鮮、台、華人に對する取締	48

0114

RA'-0157

0089

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



G. H. Q.  
M E M O R A N D A  
( March - June 1948 )

Month	Sec in Charge	Number
March	PP	37
	PK	147
	PE	5
	PM (1)	41
	PM (2)	46
	Another division	93
April	PP	39
	PK	101
	PE	6
	PM (1)	59
	PM (2)	38
	Another division	59
May	PP	35
	PK	178
	PE	39
	PM (1)	61
	PM (2)	37
	Another division	90
June	PP	21
	PK	101
	PE	5
	PM (1)	59
	PM (2)	27
	Another division	89

一、政治部に關係する指令の數

備考 PP 政治課 PK 政治課 PE 文教課 PM<sub>(陸)</sub> 陸軍課 PM<sub>(海)</sub> 海軍課

- (イ) 右表に見る如く指令の數若干減少して来り
- (ロ) PM (PK) 主管のよりて PK (PM) の側面援助を要するものが多い數ある
- (ハ) 管理部主管の PM の援助を要するものが多い數ある
- (ニ) PK 主管の大半は國際裁判に因する証人出頭要求の件である
- (ホ) 尚ほの外「アポイントメント」が相當あるが表には含めてない
- (ヘ) 他部主管として計上したものは當部へ専ら配布したものは
- (ト) 指すまで他部主管のもの全部ではない

0115

RA'-0157

0090

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





0117

四、議会の審議経過の報告状況

(一) 九十九議会の審議経過の報告は閣下にて八十九議会の報告(職務報告)と  
 二号(二頁参照)よりモ一層進上之を行ふことが要求された。之に基き、  
 司令部との間に法律草案編又は法律案は原則として閣議決定の翌日その  
 審議経過の報告は小委員に提出すること  
 草案を提出すること、等を主たる内容とする報告手順を決定し之に則つて報  
 告を行つて居る。特に審議経過の報告に關しては議院内に連絡官を常駐せ  
 しめ専ら之に當ることとした。  
 尚右の報告手順に定められ居る事項の他にも、司令部の要求に應じ隨事  
 議會に關する諸般の報告を行つて居る。重要な勅令函令及省令の報告(職務  
 報告)は二号(二頁参照)は昭和二十一年四月四日より英文官報を發行せ  
 ることとなつたので同日以降中止して居る。

五、年金及恩給に關する件

一、軍人等に対する年金等の廢止に對する措置として前記に於て報告の通り、  
 厚生年金法を元軍人に對して適用することについては聯合軍總司令部に  
 解を得られ、この懸念は爾後救済の折衝の結果その諒解に基き新團にも  
 その要旨を發表し右案の實施の準備を進めたること、五月二十日附聯  
 合軍總司令部の指令により、右の取扱の實施は許可されぬ旨指令された。  
 事の急變に、厚生省に於ては、右の適用を戦死死者、傷病死者の遺族及高  
 年令者にのみ限定實施することに付聯合軍總司令部の承認を求めたるが  
 諸般の事情からして其の實現は困難のもの、如くである。

六、救済用物資に關する件

救済用物資に關しては四月二十六日、五月十一日附、五月十五日附の聯合  
 軍總司令部覺書によつて、その保管管理に介既方法の不適宜なること、

RA'-0157

0092

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan







- ニメチルアルコール此含量一立方センチメートルニミサグラム以上一ミリグラム以下のもは場又は容器にその含有量も明示せしめらるべしを賦付せしむること。
- 三その他有毒薬品に關する措置は一應旨日追加は行はるべき予定であること。
- 四本件違反者中過失に關する者には罰令第四條亦五條の罰則を免れぬこと。

九 上水道の衛生に關する件

九州地方の上水道に投入すべき塩素(又は漂白粉)の量は該地方衛生委員會政務より七P.P.W.以下を旨の指示があつたが左に現在の府縣の財政上並に塩素の生産状況其他の事情より實施困難なる旨、久留米地方事務局より本局に申入りたるを以て、衛生委員會長部と所屬の鹽素或は漂白粉が、一万至の、四P.P.W.にふる旨の指示を差入する上は支障なきことに決し、其の旨府縣より十月十六日傳札が三八三号本道の衛生に關する件に、通牒に依り地方衛生に示した。

尚本件に付き、左通牒に示す所を異ならしめ指示が現地進駐軍よりあつたこと、其の都府厚生省に通報するに要せられてゐる。

十 衛生委員會の権限の行使の實施に關する勅令第三一七号の制

- (一)我が國の刑事司法権が三月一日附條約高司官の監督による指令刑事司法権の行使に上つて重なる制限を伴はうとしたことは、前号が報告した通りであるが、この指令の實施に關して過般、更に重なる要求を受け、遂にこの旨を宣するに伴ひ、府縣に關する緊急勅令に基き、勅令第三一七号現在國土領事の上級目的に有害な行為に對する處罰に關する勅令の制定公布せしむるに至つてゐる。
- (二)十月十六日附指針案を以て、司長當局は其の遺憾なきを期し、安部G.H.O.側と併せて、上級の了解を得て、勅令第二七四号を制定し、五月十二日公布したものである。その勅令の條文は、

0119

RA'-0157

0094

外交史料館  
 Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan



(イ) わが方の裁判権なきに至つた事件や現上事件がわが裁判所に繫属してゐるものについては現行刑事訴訟法の規定に拘りつつも、横事は公訴を取消し、その事件を裁判所から離脱せしめることが出来るやうにした事。

(ロ) わが方の刑務所長が聯合國軍と領裁判所の指定し不従のをその刑務所へ收容し得るやうにしたこと。

等を取旨とするもので、右指令に掲げられた一定行為についてはわが方の裁判権が存しない不従は別に立法を要しなかつたの見解がある、之を規定しなかつたのイがある。

(三) 然るに右勅令公布直後、同月十七日に至りGHQ側は右勅令の内容は不満足であらうとし、これを改正するやうにして、右勅令の改正案勅令第三二五号の原案を呈し、口頭で之を急速に公布実施すべき旨の要求をして来た。その改正案の要旨とするところは、

(イ) 指令によつて日本側が裁判権を喪失した事案については横事の公訴提起が出来ないこと。

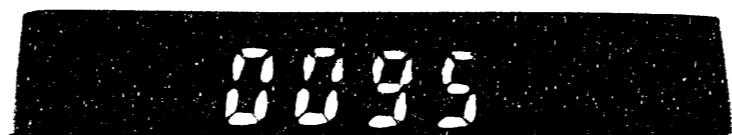
(ロ) 領目的に有益なる行為については横事が公訴を提起する義務があり、そのイ、領目的

に有益なる行為と云ふのは、聯合國軍司令官の指令を拒み、それを遂行するため各軍軍團師團の司令官の命令及之を遵守せしむるために日本政府が発した諸指令に違反するやうな行為を指すものがある。

(イ) 本勅令に違反したもので、又は、領目的に有害なる行為をしたものに対しては懲役十年以下又は罰金七萬五千円以下、情状によりは兩者を併科すること。

(ロ) 本勅令に既に聯合軍團の指令を遵守する義務があるものに對しては適用しないこととするのイがある。

(四) 司反省では直ちに詳細な調査をしたがその結果、本案は種々の点において現行わが刑事法則と相違点がなく従つて之を全面的に受諾することは困難であるとの結論に達した。





0121

即ち同案は、

（一）自衛目的に有する行為と認められたものに對し、殊に起訴猶豫處分を付するを許さざる結果、我が現行刑事訴訟の根本に及ぼすこと共に、國民にとり苛酷なるものなる虞がある。

（二）がも右「自衛行為」の具體的内容は、斯る軍制の指令により定まることとなり、結局指令がたゞちに實際的におかたが為制の一許を構成することになる。い罰則が、極く相違的、包括的、國民が直前下自己の行為の違法たりやせむに於て判断せしめ、

（三）がも右「自衛行為」の違法性におかたが為制と折衝を遂げ、本案を提示したるに於て、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、  
（四）がも右「自衛行為」の違法性におかたが為制と折衝を遂げ、本案を提示したるに於て、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、  
（五）がも右「自衛行為」の違法性におかたが為制と折衝を遂げ、本案を提示したるに於て、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、

-12-

（六）本勅令は、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、  
（七）がも右「自衛行為」の違法性におかたが為制と折衝を遂げ、本案を提示したるに於て、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、

-13-

（八）本勅令は、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、  
（九）がも右「自衛行為」の違法性におかたが為制と折衝を遂げ、本案を提示したるに於て、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、  
（十）がも右「自衛行為」の違法性におかたが為制と折衝を遂げ、本案を提示したるに於て、自衛の意圖を認めたとする、それはおよそ、

RA'-0157

0096

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

本勅令の實施に伴ひ各地の事務局としては、右の措置を要せられ  
ばかりでなく、指令が英文であるところから彼我の間に解釋上の  
見解の相異を來すおそれも予測に難くなく、その向現地當  
局間に若干のトラヴルを起し難いところから、今後益々  
その有効適切なる活躍が期待される次第である。

RA'-0157

0098

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



十一 民間武器回収問題

民間所有武器の回収に關しては、依然細目につき疑義を有するまゝ推移し、未だ此の最後の解決をはかるべく五月十六日横濱に於て才八軍憲兵隊司令部、G、H、Q、代表者と日本側内務司法文部各省及び終連の各係官が會合し懇談會を開き、隔寛な意見の交換をなし、左の諸点につき意見が一致した。

- (一) 日本政府は武器所有禁止の勅令を公布すること
- (二) 民間に所有を許可すべき刀劍については日本側の提示した標準即ち(イ) 国宝又は重要美術品の指定をされたもの又は軍商家によりこれ等と同等の價值ありと認められたもの。(ロ) 各時代の有名刀工の作になるもの又は無銘なるも軍商家により特に美術的價值ありと認められたもの。(ハ) 家宝

又は美術的價值ある記念品についてこれを認められること

- (三) 美術の對象たる刀劍については日本政府の選定せる軍商家の鑑定を受け、これに鑑定人の署名及び憲兵隊司令官の副署名ある鑑定書をあたへること

右鑑定書を有する者に対し地方長官は保護許可證をあたへること

以上協議事項につきG、H、Qより更めて日本政府宛承認レターを渡し、これを確認すると共に聯合軍出先各機関に対し周知を取はかられることを平請せる結果これを承認せるを以て近々實現されるものと思はれる。

一方日本政府に於ては以上の経緯に基き六月三日附勅令才五〇〇号を以て「銃砲所持禁止令」(六月十七日附内務省令)を公布し、民間武器の最後の回収をはかると共に美術の對象たる刀劍の鑑定につき軍商家を全国に派し

0123

て之れを行ふ様準備中である。

十二 掠奪品ノ没収及報告問題

總司令部は四月十九日附を以て日掠奪品ノ没収及報告ニ関する指令を發した。其ノ内容は一九三七七年七月七日以降日本軍占領地域より掠奪した物件を調査し政府に於てこれを没収すると共に其ノ詳細を報告すべきことを命じたものがある。本指令の目的は日本軍隊が被占領地各國より掠奪品ノ調査及返還の要求が總司令部にもたらさば又將來これが増加することを予想せらるる事實に鑑み予めこれが準備にそなへんとするものと思はれる。右指令は基に政府に於ては(一)日本政府の所有物については直接終戦連絡中央事務局に於てとりまじり(二)公認団体民間団体及個人については内務省に於て地方長官を通じて報告せしめることの方針をとり五月九日附内務省令第二十五號を公布した。

仍右掠奪品にして現在これを日本政府に於て又は民間會社等に於て緊急の用に使用中のものはこれを没収せらることは非常に困ることとなるので引續き使用を許可し没収を留保せられたる旨懇願せる所司令部側に於てこれを諒察しかゝる物件の記録を提出すべき旨指令あり、目下検討中の模様である。

又没収すべし掠奪品は東京大阪、福岡、札幌等數箇所へ集積する計画の下に目下保管場所を選定中である。

十三 聯合軍將兵による邦人被害の賠償問題

(一) 本件についてはその後を引續き當事務局において日HQ側と折衝中であるが本日に解決を見るに至らず依然日HQ側の回答を聽首してゐる状態である。

この間進駐の長公々に於てこの種の被害者も相當數にのほりその陳情に

0124





0125

は中央地方ともさう處理に憚んやある次第であつた。當事務局としても迅速なる解決を切望して居るが何分にも本件はGHQ側の意圖によつて決せられるところであるからさう回答を待つよりほかは途がない。

(二) もとよりGHQ側としても本件を相當重視し目下本国政府より他國係方面と折衝をすまわてゐる模様で反聞するところによれば第八軍においしは管下將兵に對し、この種の賠償を個人物に支拂ふことを禁する旨の訓令を出すとともに一禾橋溪の司令部内に Claims Section を設置し被擧邦人の賠償請求を發理してゐる由である。

然れこれともただちに賠償金を支拂ふといふだけではなから賠償本件に對して日本政府との間の折衝が解決されたときに備へてゐるもの如くではあるが、いづれにもせよGHQ側がかかる積極的行動をみせてゐることは解決

沃の遠からざるを思はせるものがある。

(三) 本件についての各地方事務局などからの報告によると地方によっては現地軍側から被害者に對し見舞金を贈り医療を加へる等の措置にせしめてゐる例もあつた。又積極的に現地軍から第八軍司令部に對し本件の急速なる解決方を要望してゐるものもある。

かゝる事例は結局現地軍の態度いかんによることであらうが又各地方事務局の努力にも買ふところ大であると思はれるから各地方事務局においしとも一應この種の現地解決を目途として一層努力せられしことを期待する。

(四) 本件の解決が延引し然も被害者中には窮状眞に放置するを許さぬものもあるので政府としては本件賠償問題とは別途にこの種被害者の應急救済を行ふことになり去る五月三十一日厚は省主官のもとに日進駐軍による爆



0126

破作業及びこれに類する事故に因り危害を受けた者に対する援護に關する  
件白の閣議決定をなし國庫の負擔に於いて被害者の医療及至見舞金の給付  
のいを行ふにともなり近き実施されることになつた。

この実施によつて被害者に対する應急の援護が期待される次第である。

十四 社寺固有境内地に關する件

新憲法草案第八十五條は政教分離の原則から固有財産を宗教団体の便宜に  
供する事を一般に禁止してゐるが現在、社寺固有境内地、社寺保管林等  
の制度は當然此の原則に適應せしむる必要があるから政府は昭和十四年法律  
第七十八号(寺院に無償貸上してある固有境内地を境内地審査委員會の審  
議にかけた上無償償還又は時價の半額による拂下げを認めたるもの)を寺院  
のみならず神社にも適用する様改正し一方社寺保管林制度を廢止する事に

より此の際國家と宗教との關係を全面的に清算する方針をとる先般未司令  
部側との折衝を統り今般令中に必要なる法令の通過を目指して努力中である。

十五 公葬等に關する件

市町村其の他が功勞者、戰没將兵等に対して行ふ公葬、及び忠靈塔の建設、  
慰靈隊等に關し現地よりの要請に基き司令部と折衝中であるが現在迄に略  
略大綱は確定したが尚細目に付若干打合せを要する長あり之が確定次第直  
に訓令を發出の見込である。

十六 神宮神職恩給に關する件

昨年十二月十五日の指令により官吏たるの資格を喪失した神宮神職の恩給  
權については尚明瞭でない處多く之が早急の解決を計るたりまづ關係當局  
間の連絡を計り次第取急を司令部側との折衝中移る筈。

十七 各省管轄練成機関等に対する教職員資格審査適用の件

内務省警察講習所及府縣警察練習所、外務省外務職員研修所、司法研究所其、他各省にある類似の職員講習機関の教職員の資格審査は曩に設置された各階級の教員資格審査委員会に夫々若干名の臨時委員（関係省の推薦により決定）を加へたもので行ふ方針に決し、必要な法令の修正を行ふ等、之も近く決定の見込である。



十八 復員廳の設置

(一) 昭和二十一年六月十五日を以て復員省を廃止し、新に復員廳(第一復員局、第二復員局)として充足し復員業務を繼續することゝなつた。復員庁の機構は附表第一、第二の通り。

(二) 地方世話部は、復員省廃止と共に海軍地方人事部を合体の上内務省管轄に移し、地方長官の下に従来同様の仕事を繼續することゝなつた。然るに地方世話部は、従来聯合軍側から軍再建地下工作、中核機関の嫌疑を被りた書類金銭の押収、廳舎りと據り金因的に事故が絶えぬ。

此の機関は軍隊のない今日、軍隊に代り復員者の受入れ、諸給與の精算、生死不明者死之者の確認、全滅部隊の状況の探求、残存部隊

將兵の安全、遺骨遺留品の受渡等に關する留守宅と連絡業務も実施してゐるもので断じて軍再建工作等と企圖してゐるものでは無い。

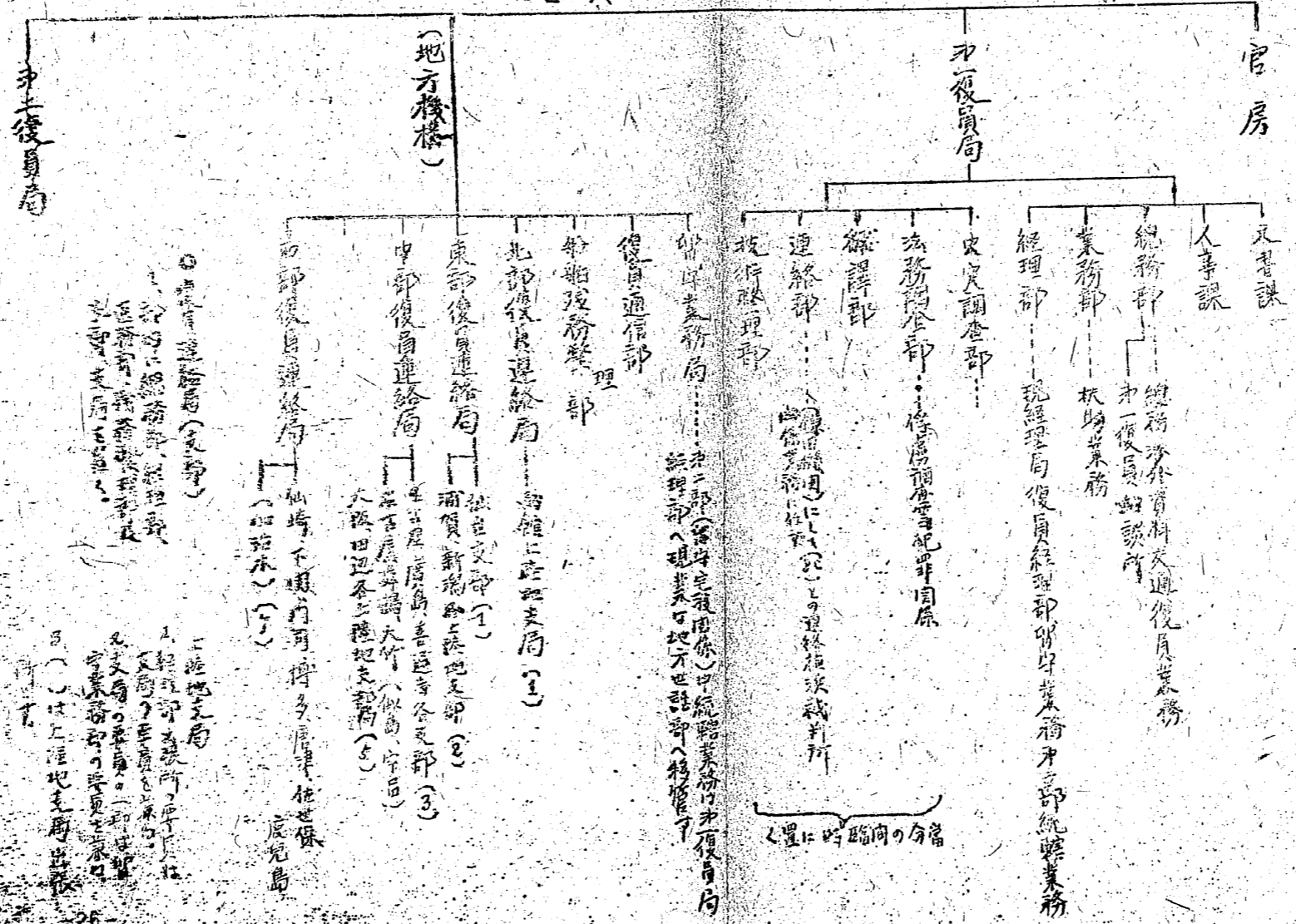
之等の業務は甚だ複雑多岐で従来からの経験もよく承知して居る軍関係者以外には到底実行し得ない為復員軍人が役員の大部を占めてゐるもので決して他意あるものではない。

地方世話部の内務省管轄に伴ひ以上の実情も述べ今後の向天援を切願ひする次第である。

0128

復員廳 (國務大臣とす)

附表第一 第一復員局官制 (六月十五日)



0129

RA'-0157



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

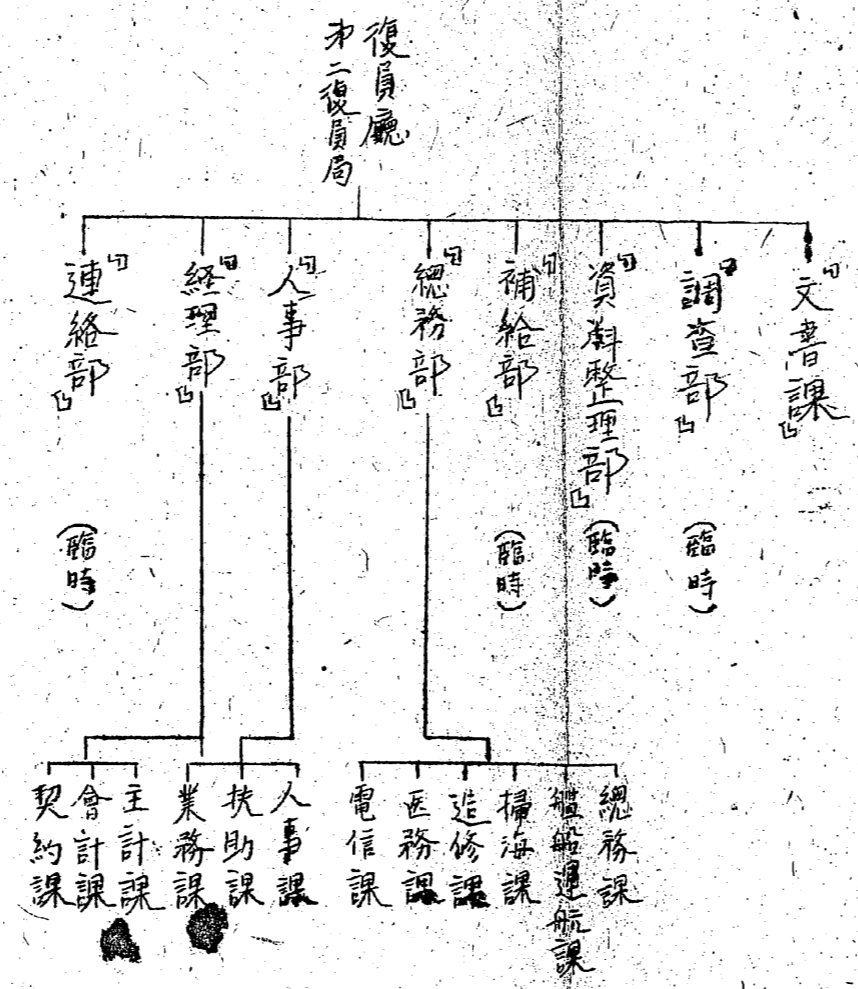


附表第(二)

第二復員局官制

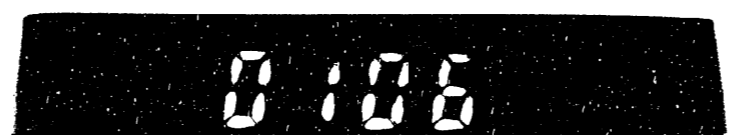
(六月十五日)

一 中央機構



0130

RA'-0157



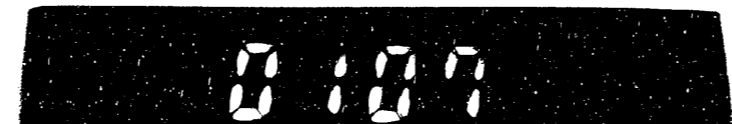
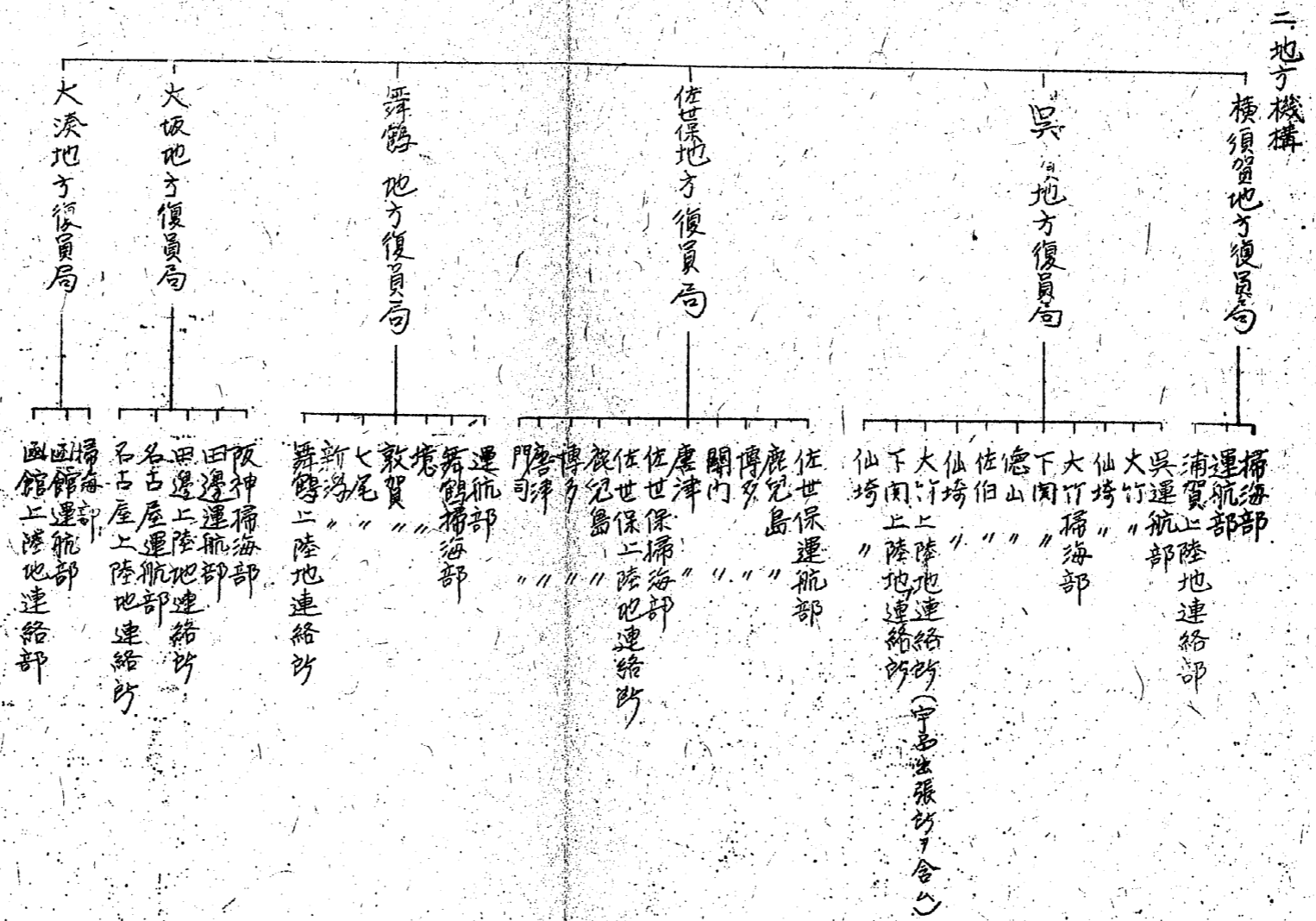
外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





十九 復員状況

(一) 概況

在外部隊の引揚は前報以来米國リバー型船一。度LST八五隻、貨物及引揚業務関係者各部の努力により当初の予想以上に進捗し、聯軍占領地域(滿洲の中の概ね長春以北の地域、樺太、千島及北鮮)を除き大半は本年八月一杯を以て終了する目途が立つに至つた。但し滿洲に關しては現在中國國民軍勢力下に在る概ね長春以南の地域の一般在留邦人少みの引揚が本手五月初以来開始され極めて順調に行はれ、本年十月には大体終了するものと思はれるが、終戦時の見込は各種の事情により困難である。尙終戦時滿洲に在つた陸海軍部隊の引揚は現在迄全く行はれ小々居らす之が消息及引揚に關してはソ聯側より何等の通知に接してゐない。又聯合軍の和留者(留備者、勞務者、戦犯関係者等)として残留せしめらるるものも引揚は八月以降の引揚と部分的に行はれ小々等は本年一杯を以て概ね完了するものと思はれて居る。

聯合軍最高司令部内本業務担当者より引揚予想に關する六月十八日附談によれば、米軍占領地域に残つてゐる日本和留者や送還に關しては目下米軍司令部にて討議中、英軍占領地域に在る要引揚者は英軍防務の残留者約一〇万を除き八月十五日迄に引揚を完了し、一〇万中九十は八月十五日以降出米を急ぐに送還せしめ、其の他は本年一杯中に送還の予定尚、ソ聯軍占領地域の引揚に關しては不明なりとのことである。

(二) 外地部隊引揚及残留買収

	既引揚	復員率	残留	現在
陸軍	三三〇万	一六八%	五二%	一六二万
海軍	三八万	二二%	六五%	一五万
計	三六八万	一九一%	五三%	一七二万

(六月十五日)

(四) 地域別引揚状況

地域

記事

華北

華中

台湾

南朝鮮

比島

中部太平洋

小笠原

中絶

佛印

ラノール、ロロン、  
東部ニ、ギニマ

六月中旬引揚完了。残務処理其の他を為陸軍若干残留

七月上旬終了の予定。残留者約一〇万上海に集結完了

五月上旬完了。中国軍留佛者及其の家族約二二〇〇〇。残留

二月終了

現在引揚中止中。残留者五四〇〇。七月始再南一と二月に終了

了予定。二月終了。マリヤナ及トラックに米軍留佛者として約八千

二月終了

米軍留佛者として約八千残留中

五月下旬終了

五月下旬終了。戦犯関係者約三〇〇。ラノールに残留中

蒙北、西部ニ、ヤマ

六月下旬終了の予定。戦犯関係者若干各地に残留

セルベス

五月下旬終了

ホルネイ

八月下旬と九月中旬。大半終了。以後、残留者約

マライ、スマトラ

一〇万は本年一杯に引揚終了の見込

ビルマ、暹羅、シワ

一般邦人のみ五月以来逐次引揚行は小つ、ある

南満洲(概々長春以南)

不明

北滿樺太、千島

三十八度線を越え一般邦人のみ少数死脱出引揚つ、ある

註

引揚終了地域と雖も各地に戦犯関係者若干は残つてゐる

0133

RA'-0157

0109

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



(三) 引揚輸送に従事中の船艇

船種	隻数	排水吨数	収容能力(万人)
リバータイプ型	100	70	350
LST	85	210	102
艦艇	135	33万排水吨	9.6
日本商船	45	19万排水吨	8.9
計	365	33万排水吨	63.7

(四) 第二復員局所屬引揚輸送従事中心艦船表 (六月二十日現在)

艦種	隻数	排水吨数
航空母艦	2	27,700
巡洋艦	2	13,400
駆逐艦	27	4,430

(四) 地域別艦船状況 (六月二十日現在)

地域	艦船	船艇	収容能力
華中	LST 1	31	51,978
朝鮮	LST 1	12	1,000
海防艦	1	4500	
輸送船	3	13,400	
病院船	1	2,180	
其他	16	58,700	
計	135	124,900	

0134

RA'-0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

南満洲	船名 LST リハ テイ	一 二 三	一 二 三	一 二 三	一 二 三
マライ ビルマ 方面	船名 LST リハ テイ	一 二 三	一 二 三	一 二 三	一 二 三
ジャバ セレベ ス方面	船名 LST リハ テイ	一 二 三	一 二 三	一 二 三	一 二 三

註。收容能力は米側の指令により漸増上の見地より六月十五日  
以来七五%に低下せしめあり  
。本表は修理中及行動予定未定のものを含みます

(終)

二。掃海状況

(一) 掃海は國家としての重大作業であつて目下聯合軍最高司令部より日本  
政府に対する命令第一号に基き左に依り米側に協力掃海中である  
尚日本同様に敷設せしむる機雷は日本側は五五二六九個 聯合国側は約  
一〇七〇三個であります

(1) 掃海部

大湊 横須賀 神戸 徳山 大竹 佐伯 下関 仙崎 仁世保  
境 舞鶴 敦賀 七尾 新潟

(2) 掃海船隻 約二七〇隻

(3) 掃海関係員 約八三〇〇名

(二) 感應機雷に対する掃海は瀬戸内海特に下関海峡方面に重器を遣へて大  
多数の掃海船隻を以て全力を挙げて実施中である諸港及水路を警備中

0135

RA'-0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



0136

下関・門司・徳山・佐伯・瀬戸・内海を貫通する主航路 三野航路  
二隻の試航船は徳山に於て作業中、他の二隻は下関・海峽の作業を開始すべく  
整備中である  
二つの試航隊は下関・海峽の作業中、雷撃機の故障が起つたので修理中  
ある。他の一部の掃海船は日本海方面の左の各港の掃海を實施中である。  
新潟、大尾、敦賀、舞鶴、徳島、萩

掃海すべき場所、最初計畫し、巻及水路は合計七九個所以上、其の  
内掃海完了したのは一七個所、左の各港は船舶の出入りが容易である。

名古屋、以日、東京、大阪、神戸、宇島、吳、大分、博多、唐津、仙崎、  
函館、水(朝鮮)  
威危機密数合計一、〇〇〇、三二個、対人機密四、八八〇、個、即ち四百七、八一七、ト  
と掃海共、他の二隻に依り急務である。

(三) 繋ぎ機密に対する掃海は東京、大阪、神戸、唐津、仙崎、大分、宇島、吳、名古屋、  
函館、水(朝鮮)の各港に於て、掃海は完了したと云ふこととなる。

(四) 掃海に從事中の船隻は次の通りである。

古島、掃海を實施中、右の如く後日、掃海を實施する豫定である。  
九月頃迄の掃海は、繋ぎ機密の掃海を全部終了するに必要である。

繋ぎ機密数合計 三、五二六個、左の各港に於て掃海完了した区域には五二、〇〇〇  
個が敷設してあると云ふこととなる。

(四) 掃海に從事中の船隻は次の通りである。

五〇〇噸以上 二八隻  
一〇〇噸以上 一一隻  
一〇噸以上 九七隻  
小船艇 三四隻  
計 二七〇隻

右の各船の内、三隻は COMNAVJAP の許可を得た船隻に返還すること  
とし、之を以て掃海船として掃海するに研究中である。

(五) 掃海に從事中の人員は次の通りである。

士官 六四七名  
下士官兵 七、七四五名  
計 八、三九二名

(六) 終戦以来掃海艦艇にて掃海中触雷により被った損害は次う通

沈没 海防艦 一隻 駆潜特務艦 五隻 大發 三隻 浮船 七隻

大破 掃海艦 一隻 駆潜特務艦 一隻

中小破 海防艦 二隻 駆潜特務艦 八隻 浮船 二隻

死亡 八一七名 重軽傷者 一九一七名

(七) これを要するに聯合國側の指令を完遂するには掃海買の確保掃海船艇の修理掃海員の造修等は特に重要作業であつて現當局に鑑み何か困難があるので國家として眞剣に考慮し対策を講ずる事肝要である

二一 宣傳用出版物の押収問題

聯合軍總司令部に於ては戦時中日本に於て出版された宣傳用出版物の押収に因り現在迄に八回に亘つて指令して来るが、此小に對し内務省文部省並にC.L.O.に於てGHQと協々打合せを為し蒐集に萬遺憾なく期して居る。

既に三月十七日附第一四四號命令第四項記載の圖書館に於ける書籍に對し其押収如きの旨向に對しては總司令部の回答として日本の戦時中の消費材料の意味を合つて各國圖書館に於て一冊保存し他を押収するが如き好意を示した。今日迄の全國各府縣に亘る押収出版物総数は三四七八冊に及んで居る。押収出版物は二五八冊に及ぶと云ふ。

RA'-0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan





註1

	八	七	六	五	四	三	二	第一回	
計	七月一日	六月十日	三月十日	五月十七日	三月十日	四月十五日	三月十七日	三月十七日	指令日附
九七	五	一一	一一	一四	二四	一六	六	一〇	押收指印 版物種類

註2

	七	六	五	四	三	二	第一回	
計	七月一日	六月十五日	三月十日	五月十五日	三月十七日	四月十五日	三月十五日	指令部報 告日附
三四七八	一一	一七	二二	一七	二〇	一五	一	押收去版 物数量



二二 聯合軍兵に依る不法行為

昨年十二月二十九日、本年一月二十八日、件数増して行つたこの種行為も二月以降は激減し二月一四一七件、三月一三〇八件、四月一三〇四件、五月一四六三件となつた。その原因は必ずしも明瞭でないが總司令部側の努力とM.P.の積極的な活躍に俟つべき多くのものがあるは勿論であると共に我々の防犯措置の適切及国民の周到なる態度にもよるものがある。

然し乍らかかる減少にも拘らず三月以降微弱ながら増加を示して居ること、五月に入つて強姦事件が前月の約二倍の六八件に達して居る事實等は、この種事件の前途必ずしも樂觀を許さぬものがあると思はれる。その犯罪手段は或は武器及至暴力を以て被害者の反抗を抑壓するといった暴力犯、或は進駐軍物資不潔所持嫌疑取調の口実を以て騙取する強姦犯、不逞兇人鮮血華人等と並べの上所犯に出づる等の悪質犯も次第に散見せられ

一般に悪質巧妙犯しつゝあると見るこゝろが下ごやう。特に警官所携の拳銃強姦事件が全国的に発生したつことは被害者統制の流通先を考へるとき、寒心に耐へないものがある。

當事務局ではG.H.Q.に對し毎月各府懸廳より報告に基き一覽表を作成し之を提出すると共に重大事件又は特異事件については事件発生地の都府支庁の概要を報告し、その注意を喚起し防犯措置を要請して居るがG.H.Q.も之を重視し所犯発生防止に積極性を示し現地M.P.も犯人検挙に熱意を示し軍醫裁判所に於ては五月一九日警視廳管内で発生した強姦事件の犯人二人に對し大々終身懲役の判決を下した等の如き依然然峻烈な態度を以て臨み以て事犯の絶滅を期して居る。

各地方事務局に於ても同係各方面と連絡を遂ぐ此の種事犯防遏の爲現地聯合軍當局乃至警察當局に對し一線り努力を傾けられたい。

0139

RA'-0157

0115

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



三 聯合軍に對する邦人の不法行為

この種事件の刑事裁判權が聯合軍に接收された結果、既に四月三九五二件五月三一九九件の数字を示して居る且、その犯情も一時の出来心よりする食糧品等の窃盜といった輕微なものから大半が悪質重大な犯罪に殆んどなり、只例のマ元帥暗殺陰謀事件が未だに発覺されたが未だ犯人が逮捕されるに至りて居ないの如き、去る四月二十八日午後九時頃に發生した所謂蒲田事件は政府として遺憾に堪へないところであつて、G.H.Q.に對しても遺憾の意を表した次第である。

蒲田事件とは蒲田區内に瀧々として米兵の不法行為事件が發生するの、現場附近の町会員が自衛隊をつくり、夜警を行ったが、偶々事件當日飛合せた米兵二名を犯人と誤認し、木銃を以て之を殴打したといふ事件であつた。聯合軍側の裁判の結果、數名が終身懲役刑を出したのである。

この種邦人の不法行為に對する聯合軍側の裁判は極めて峻烈であつて、犯人の中には豫想を超へる嚴刑に始りて、事の重大さに驚愕するものもある。實情下

ある。

政府としては、この種事犯絶滅の爲り、万全の措置を講ずべきは勿論、我方に裁判權なき日に於ては、只邦人側にかかる犯罪に出でざるやう關係各機關を介し、その戒心を尊重することに万全を期して居る次第である。

0140

RA'-0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

三 聯合軍に對する邦人の不法行爲

この種事件の刑事裁判權が聯合軍に接收された結果概ね四月三九至二件五月三一九九件の数字を示して居り且、その犯情も一時の出来心よりする食糧品等の 窃盜といった輕微なものが大半を占め重大な犯罪は殆んどない。只例のマ元帥暗殺陰謀事件が未だに発覚されたが未だ犯人が逮捕されるに至って居ないのよ去る四月二十八日午後九時頃に發生した所謂蒲田事件は政府として遺憾に堪へないところであつて、G.H.Q.に對しても遺憾の意を表した次第である。

蒲田事件とは蒲田区内に頻々として米兵の不法行爲事件が發生するの現場附近の町會員が自衛団をつくり夜警を行つたが偶々事件蒲田日衆合せた米兵二名を犯人と誤認し木銃を以て之を殴打したといふ事件であつた。聯合軍側の裁判の結果數名が終身懲役刑を出したのである。

この種邦人の不法行爲に對して聯合軍側の裁判は極う峻烈であつて犯人中には懲戒を超へる嚴刑に始りし事の重大さに驚愕するものもある實情である。

政府としてはこの種事犯絶滅の爲り万全の措置を講ずべきは勿論であるが裁判権を今日に於ては只邦人側がかかる犯罪に出でざるやう關係を機用を介し其の戒を要するに万全を期してゐる次第である。

0141





二六 鮮台事人に対する取締

華人、台湾人に因りては、その本國運送が過剰にして、内地居住人員が減少した結果、違反件類も減少して居る。然し、華人に対しては我々の裁判取を喪失した結果、自由市場に於ける各種衣料等禁制品の販賣等の間接的華人軍人を装ふ詐欺、日鮮人と共謀する悪質犯罪等が各地に散見せられ政府として、G.H.O.と密結が本水が取締に遺憾なきを期して居る。

華人の不逞行為は、その後も依然減少せず、却つて、一月五十一件、二月六十一件、三月十一十一件、四月二五五件、五月一三九件、と漸く増し、終戦以来五月末迄の累計は、六、五九件、違反人員 三〇、七七二人に達している。その違反内容の主たるものは、通関主に対する不當要求七〇件、不正乗車一三四件、陸軍隊員の越軌行動八七件、官公署に対する不逞行動六四件、日本の国内治安を害す悪質犯罪四九件に散見せられる。特にこれら

留台取締

の取締に當り警察官に對する暴行事件が自由市場其他の取締に伴ひ、左國各地に生起して、その中には、遺憾に堪へないところがある。例へば、四月十三日の大阪會報館警察官に發生した事件の如く、梅田自由市場の一斉取締に當り、鮮台華人を悉くへる關商人類十名の被擧者のみならず、所在の鮮台人百數十名が大擧に暴行を被り、被擧者の奪還に當り、警官の大亂闘を演じて、警官十數名に重軽傷を與へた事件の發生をみるに足つて居る。尚、これらの警官が情を知らざる鮮台軍人並同行き、鮮台商人等を脅迫して、多額の財物を奪取する等の事件が散見され、これらも看過し得ない。

留台取締に於いては、麻務省、警務省と密結の上、これらの國內強硬派を素乱する重大事件に至る特殊事件の都度G.H.O.に通報して、これが鎮壓に當る軍側の協力と要請して居るが一方、前記報告の通り、これらの本國

0143

RA'-0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



0144

運送を促進し、韓人に対しは我々の利益裁判を以て艦中経済生活に  
 韓人同一待遇を以てし、此等の策を實施し、  
 韓人運送の減少したる事態が一部不逞韓人等の本國歸還を肯んせ  
 るものか、更に他國歸還を阻止する態度や、又、且本國へ歸還せるも  
 口が再び内地に突航着入し来り、急習経路違反強盜船等の所犯に出たり等  
 のこと、起因してゐるのに鑑み、政府は更に此等の實際的施策を期し、  
 自らこれら不逞非日本人の本國強制歸還を以て現するものと、強令を準備中  
 である。これらの突航着入韓人に対しは、約七八〇名に達して居る。  
 これらの韓人華人不法行為取締については、總司令部が於て、我々國領  
 内若水維持と領土防衛の圓滿なる遂行のため見地から重大な関心を寄せ、わ  
 が方に左面約に備へ、先づ六月十日附に、本指合、本國に歸  
 還せる非日本人を日本への再渡航を禁止する旨期すかにし、次で、六月四  
 日附に、加の突航着入禁止する旨指令して来たが更に去る五月十二日附に  
 朝鮮からの日本への突航着入を禁止する旨指令して来た。之と共に華  
 人の裁判について、韓人等が機嫌上美、韓人等が機嫌上美、韓人等が機嫌上美、  
 近、大阪に於て韓人等が機嫌上美、韓人等が機嫌上美、韓人等が機嫌上美、  
 今も現地軍警が所が犯人に対し夫々懲役四年、罰金六万圓の刑を科し、  
 更に犯人等國外に追放する旨指令した。例に於て、韓人等が機嫌上美、  
 下りする態度を明らかならしたるのみならず、在留韓人一般に対し深刻な反  
 省の行動と望まへし。在地方事務局に於ては、現地軍警の折衝に遺憾  
 なきと期し、わが方の取締に協同の協力も得られた。

RA'-0157

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0120